

検討チームの論点及びスケジュール

令和6年4月22日
原子力規制庁

【検討チームの論点】

本検討チームでは、以下の①～④を論点として検討することとしてはどうか。

① 屋内退避の対象範囲及び実施期間の検討に当たって想定する事態の進展の形

屋内退避を最も効果的に運用するための原子力規制委員会の判断について、原子力施設で現実に想定される事態に応じて検討する。

実用発電用原子炉について、新規制基準に適合することが原子炉等規制法上求められていることから、異常事態が生じた場合には、環境中への大量の放射性物質の放出を回避できるようにするために、重大事故等対策として炉心損傷防止のための対策や格納容器破損防止のための対策が強化されている。このため、現実に想定される事態として、このような重大事故等対策が奏功する事態の進展の形を想定する。

例えば、以下の形を想定する。

ケース1: 新規制基準に基づく重大事故等対策として炉心損傷防止対策(炉心への注水及び除熱など)が奏功し、著しい炉心損傷が生じないケース

ケース2: 著しい炉心損傷が生じるが、新規制基準に基づく重大事故等対策として格納容器破損防止対策(格納容器内の冷却及び除熱)が奏功し、格納容器が破損せず、格納容器圧力に応じた放射性物質の漏えいが生じるケース

ケース3: 著しい炉心損傷が生じるが、新規制基準に基づく重大事故等対策として格納容器破損防止対策(フィルタベント)が奏功し、格納容器が破損せず、フィルタベントを通じた放射性物質の放出が生じるケース

その際、ケース1については、原子力施設周辺に影響を及ぼすような放射性物質の放出が生じないため、ケース2及びケース3について、放射性物質の放出に伴う被ばく線量評価のシミュレーションを OSCAAR (Off-Site Consequence Analysis code for Atmospheric Release in Reactor Accident -Site) を用いて行う。

② 屋内退避の対象範囲及び実施期間

前述の想定される事態の進展の形についての OSCAAR によるシミュレーションの結果等を踏まえ、屋内退避の対象範囲及び実施期間のあり方について、それが有効に機能するよう検討する。その際、防護措置の効果についても必要に応じて評価を行う。

③ 屋内退避の実施継続期間

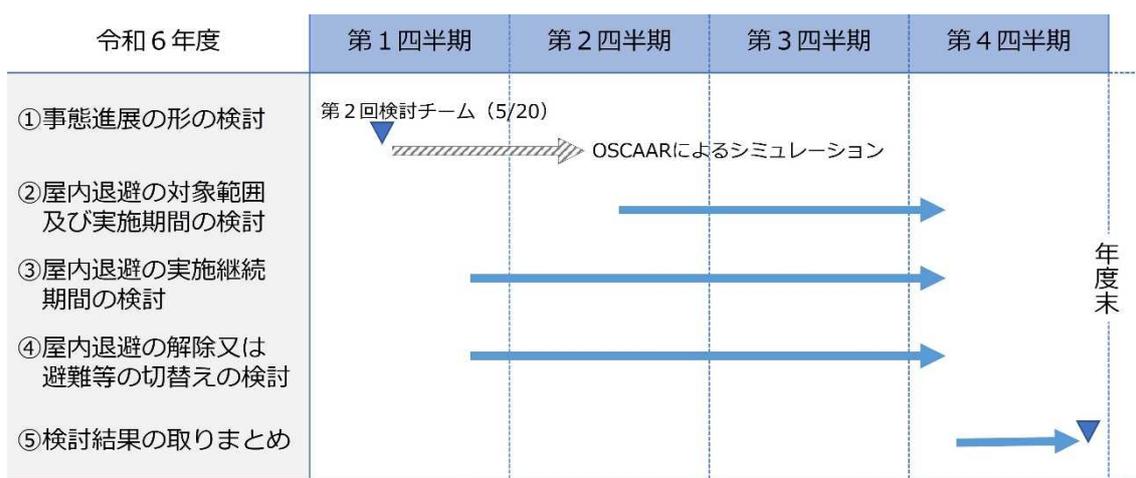
屋内退避の実施継続の制約となる事項について検討する。

④ 屋内退避の解除又は避難・一時移転への切替えを判断するに当たって考慮する事項

屋内退避の解除又は避難等への切替えを原子力規制委員会が判断する際に必要となる原子力施設の状況（重大事故等対策の実施状況や放射性物質の更なる放出の可能性の有無など）及び原子力施設周辺の状況（屋内退避の対象となった地域の放射線や放射性物質のモニタリングの状況、避難等への切替えの準備状況、屋内退避の実施継続期間、自然災害による被災状況など）等の考慮する事項を、東京電力福島第一原子力発電所事故における事例等を踏まえ、検討する。

【検討チームのスケジュール】

検討スケジュールについては、以下の通りとしてはどうか。



※検討チームで取りまとめる報告書は、原子力規制委員会に報告し、検討チームの検討状況についても必要に応じて報告する。